

# 生産緑地地区買取申出に係る確認表

以下の項目を全て確認し、□欄にレ印を記入、買取申出者全員の記名の上、申出書と一緒に提出してください。

チェック欄	必須確認事項
	買取申出提出後の申出取下げはできないことを理解している。
	買取申出提出後に、生産緑地地区に関する件で親族間で争議が生じた場合でも、川崎市は一切責任を負わないことを理解している。
	買取申出を行う生産緑地地区が相続税等納税猶予の適用を受けているか否かを確認している。
	生産緑地地区の解除後、同じ区域を再度、生産緑地に指定することは、原則不可であることを理解している。
	買取申出は、川崎市に対して土地の買取りを申し出るものであり、1ヶ月以内に川崎市から土地を買い取る旨、または買い取らない旨の通知が出されることを理解している。
	上記で川崎市が買取りを行わなかった場合、続けて市内農業者、農業委員会にむけて土地の取得のあっせんが行われることを理解している。
	買取申出から3ヶ月が経過し、行為制限が解除されるまでは、生産緑地地区としての農地の管理義務は続いている。農地の転用や、転用を伴う所有権の移転は不可であることを理解している。
	都市計画上の生産緑地地区が変更（除外）となるのは、買取申出手続き後、翌年以降の都市計画審議会に諮られ、市報に告示されたときと理解している。
	特定生産緑地の指定がされている生産緑地地区を買取申出した場合は、生産緑地地区の変更（除外）に伴って、特定生産緑地の指定も解除されると理解している。
該当の方のみ	生産緑地地区の一部を買取申出する場合、残りの生産緑地地区の面積及び接道を確認し道連れ解除の有無を確認している。
該当の方のみ	生産緑地地区の一部を買取申出し、残り部分が道連れ解除となる可能性がある場合は、該当部分の行為制限が解除されるのは、今回の買取申出から3ヶ月が経過した時ではなく、翌年以降の都市計画審議会に諮られ、市報に告示されたときと理解している。
該当の方のみ	他に所有または耕作している生産緑地がある場合、買取申出をしない地区については、農業従事者を確保しており、営農を続ける義務があることを理解している。 <u>農業従事者氏名</u>
チェック欄	死亡・故障を理由とした買取申出の場合
	同一人物の主たる従事者証明を使用した買取申出は、1回であることを理解している。
該当の方のみ	主たる従事者証明にて証明された生産緑地地区の各筆が相続等により別々の所有者となっている場合、他の所有者は今回の買取申出を行うことに同意している。 <u>同意者氏名（自署）</u>

以上について、確認しました。

年　月　日

買取申出者（代表者） 氏 名 (自署)  
（代表者） 電 話  
買取申出者 氏 名 (自署)  
買取申出者 氏 名 (自署)